

(巻末資料 2)

アンケート Q6

遺族のいない患者（行旅病人等）が、医療機関等で死亡した場合の死亡診断書発行料について、基準で決められた内容（料金・計算方法）をご記入ください。

【回答結果】

料金(単位:円)	件数	計算方法(コメントがあったもののみ記載)
5,250	8 件	<ul style="list-style-type: none"> ・規則で生活保護法による基準額以内と規定。ただし 5,250 円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額に当該こえる額を加算した額。 ・但し、これを超える場合は、当該超える額を加算。 ・死亡診断又は死体検案に要する費用が、5,250 円をこえる場合は、当該こえる額を加算した額とする。 ・費用が 5,250 円以内の場合、当該の額、超える場合は、超えた額を特別基準として支払う。 ・死亡診断又は死亡検案に要する費用が 5,250 円を超える場合は、超える額を加算した額。 ・県の取扱規則により、生活保護法による葬祭扶助基準に定める額となっている。 平成 29 年度基準...死亡診断、死体検案に要する費用 実費 - 5,250 円(5,250 円を超える額は特別基準があったものとして計上)
3,240	6 件	<ul style="list-style-type: none"> ・条例による。 ・3,000 円×税
2,160	5 件	<ul style="list-style-type: none"> ・不明(1 件)
350	5 件	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令による ・政令による。 ・死亡診断書の記述内容を含む届書証明として交付。一律料金。ただし、交付条件を満たしている場合のみ交付。
4,320	2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法第 48 条 1 項及び 2 項 町手数料条例 ・町立診療所診察費及び手数料条例で定めている。 ・手数料のうち文書料の死産・死亡に関するものに該当。4,000 円に税。
3,000	3 件	<ul style="list-style-type: none"> ・改定時に近隣病院の料金を参考に設定。
2,000	2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に近郊の公共医療機関の金額を参酌して決定。
30,000	1 件	
5,400	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書 1 通 5,400 円×1.08 (消費税等) = 5,400 円
4,110	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・3,810×1.08 4,110 (10 円未満の端数切捨て)
2,500	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・税別
2,100	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・不明
2,060	1 件	
2,057	1 件	
1,620	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・1,500 円×1.08 (消費税) = 1,620 円

1,050 0	1件 1件	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書を交付する医師からの請求額 - 5,250 円 = 円を加算し支払っている。 (以下、料金の記載はなくコメントのみ) ・生活保護法に定める保護の基準を準用。(7件) ・死亡診断又は死体検案に要する費用(文書作成の手数料を含む。) - 5,250 円。 ・「慣行料金による」と規定。 ・5,250 円をこえる場合、当該こえる額を加算した額を特別基準の設定があったものとして計上している。 ・時と場合による。
------------	----------	--

アンケート Q7

遺族のいない患者(行旅病人等)が、医療機関等で死亡した場合の死亡診断書発行料について、発行料金の基準がない場合、個別の事例において、発行料金をどのように決定していますか。

【「その他」自由記述欄コメント】

- ・事例前例がない、把握していない、対象なし、請求がない、不明。(46件)
- ・生活保護法による葬祭扶助基準額により決定。(11件)
- ・県(福祉事務所)にて判断、県規則に基づき実施、県にて支払い。(7件)
- ・死亡診断書の発行、交付をしていない。(6件)
- ・個別の事例ごとに対処、状況と場合に応じて対応している、その都度協議の上決定。(5件)
- ・一律料金(3件)
- ・条例に基づいての料金を適用(3件)
- ・料金は法的に決まったものではないので、それぞれの医療機関ごとに定められ、必要とする遺族等が負担するべきものとする。
- ・(遺族不在で資力もなく、本市でその費用を支弁する場合に限る)生活保護の葬祭扶助取扱基準に準じ、死亡診断及び死亡診断書作成手数料に要する費用(基準額は5,250円、但しそれを超える場合は超えた額も併せて可)としている。医療機関からの請求、葬儀社からの請求(葬儀社が立て替えた実費)、どちらもある。
- ・医療機関毎に設定。市立病院の場合、条例にて2,160円。
- ・医療機関ごとに設定。
- ・死亡診断書を交付する医師が所属する医療機関から請求のあった額。
- ・予算内に収まるよう医師と相談して決定。
- ・死亡診断書を含む市町村が支払った行旅死亡人に関する費用を、限度額の範囲内で県が費用弁償している。
- ・5,250円をこえる場合は、差額分を特別基準の設定があったものとして計上した額。
- ・慣行料金によると定めている。
- ・公立病院、国保診療所における死亡診断書の発行料は、条例により1通3,240円(税込)と定められている。

- ・葬祭料の中に、死体検案料、死亡診断書又は検案書料、死体運搬費、棺代、墓標費等が含まれるとしており、葬祭料の限度額は、生活保護法の葬祭扶助費の基準額の範囲内としている。
- ・死亡診断書料のみを支払うことはなく、火葬・葬祭執行を含めて葬祭扶助を支給する際の費用の一部として支払いを行っているもの。
- ・住民登録の窓口のため、この証明については記載事項証明として、定められた条件で発行している。
- ・決められた発行料を徴収。
- ・戸籍法第48条第2項の特別な事由がある場合のみ交付する。金額は全て同じ。
- ・医師会による明確な基準はなく、自由診療という形で各医師が料金を定めている。
- ・遺族のいない患者の死亡診断書と、その他の患者の診断書で金額の区別はない。遺族のいない患者も現在設定された金額と同料金で行っている。
- ・葬祭費として請求があった場合のみ生活扶助基準額内で支出。
- ・手数料として設定。
- ・死亡届受理時に親族に死亡診断書を2部渡すこととなっており、その後の請求には応じていない。
- ・取り扱いがないので決まっていない。あれば「1.死亡診断書を交付する医師から請求のあった額」になると想定される。
- ・今まで事例がなく、国が示す「行旅死亡人の取り扱い」に準じると思われる。
- ・行旅死亡人の取り扱いに要した費用
- ・事例はないが、葬儀会社から請求があった場合でも支給可能。
- ・必要最低金額。
- ・事例による料金の相違なし。
- ・公立国保病院の規定。

アンケート Q11

遺族のいない死体（行旅死亡人等）を、医師が検案した場合の死体検案書発行料について、基準で決められた内容（料金・計算方法）をご記入ください。

【回答結果】

料金(単位:円)	件数	計算方法(コメントがあったもののみ記載)
5,250	7件	<ul style="list-style-type: none"> ・規則で生活保護法による基準額以内と規定。ただし、5,250円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額に当該こえる額を加算した額。 ・但し、これを超える場合は、当該超える額を加算 ・不明 ・死亡診断・死体検案の額が5,250円を超える場合には、超える額を加算した額。 ・県の取扱規則により、生活保護法による葬祭扶助基準に定める額となっている。平成29年度基準 死亡診断、死体検案に要する費用 実費 - 5,250円 (5,250円を超える額は特別基準があったものとして計上)

350	5 件	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令による（2 件）。 ・死体検案書の内容を含む届書証明として交付。ただし、交付条件を満たした場合のみ交付。 ・戸籍法第 48 条 1 項及び 2 項 町手数料条例。
5,400	4 件	<ul style="list-style-type: none"> ・税別 ・公立国保病院の規定 ・不明（1 件）
5,000	2 件	
3,240	2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・死体検案料 30,000 円 × 1.08（消費税） = 32,400 死体検案書料 3,000 円 × 1.08（消費税） = 3,240 円
2,160	2 件	
35,640	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の死体検案料 20,000 円と税 ・死体検案書 4,000 円と税を合わせたもの
25,920	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・23,000 円 × 税
24,840	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・町立診療所診察費及び手数料条例で定めている。
20,000	1 件	
16,200	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外、往診等の場合は、診療報酬点数表を準用して加算する。
9,000	1 件	
7,560	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・4,762 × 1.08 5,140（10 円未満の端数切捨て） ・時間内 4,500 円、時間外 9,000 円 平成 23 年度に近郊の公共医療機関の金額を参酌して決定。なお、上記以外に、往検料は往診料に準じて加算 死体処置料は実費加算を徴する。
5,160	1 件	
5,140	1 件	
4,500	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書と同額に設定
3,086	1 件	
3,000	1 件	<ul style="list-style-type: none"> （以下、料金の記載はなくコメントのみ） ・生活保護法による葬祭扶助の基準額（3 件） ・行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護取扱規則（昭和 62 年 3 月 31 日県規則第 28 号）生活保護法に定める葬祭扶助の例により算出した額。

アンケート Q13

遺族のいない死体（行旅死亡人等）を、医師が検案した場合の死体検案書発行料について、発行料金の基準がない場合、個別の事例において、発行料金をどのように決定していますか。

【「その他」自由記述欄コメント】

- ・事例前例がない、把握していない、対象なし、請求がない、不明。（42 件）
- ・生活保護の葬祭扶助の取扱いに準じる。（12 件）
- ・県（福祉事務所）にて判断、県規則に基づき実施、県にて支払い。（6 件）
- ・死体検案書の発行、交付をしていない。（6 件）

- ・事例毎での判断、状況に応じて対応している、その都度協議の上決定。（5件）
- ・条例に基づいての料金を適用。（4件）
- ・一律料金。（3件）
- ・医師の判断。
- ・医師会による明確な基準はなく、自由診療という形で各医師が料金を定めている。
- ・医療機関毎に設定。市立病院の場合、条例にて2,160円。その他のある病院では、2,500円。
- ・予算内に収まるよう医師と相談して決定。
- ・警察署から示された額。
- ・警察署から請求額 - 5,250円=〇円。
- ・（遺族不在で資力もなく、本市でその費用を支弁する場合に限る）生活保護の葬祭扶助取扱基準に準じ、検案書作成料に要する費用（基準額は5,250円、但しそれを超える場合は超えた額も併せて可）としている。県では監察医が検案等を行った場合の費用を補助する制度がある。
- ・5,250円をこえる場合は、差額分を特別基準の設定があったものとして計上した額。
- ・遺族のいない患者（行旅病人等）が出た場合、本町には福祉事務所を設置していない為、生活保護を所管する県保健福祉環境事務所に連絡している。生活保護の対象としてもらい費用は県から支出となるため、料金等の計算については本町ではわからない。
- ・決められた発行料を徴収。
- ・戸籍法第48条第2項の特別な事由がある場合のみ交付する。金額は全て同じ。
- ・公立病院、国保診療所における死体検案書の発行料は、条例により1通3,240円と定められている。ただし、死体検案書の発行手数料とは別に死体検案料も時間帯ごとに定められた額が発生する。
- ・行旅死亡人の取り扱いに要した費用。
- ・行旅病人及び行旅死亡人の取り扱いに関する規則に基づき、死体検案料及び検案書料は実費を限度額としている。
- ・行旅病人等同様に、死亡診断書料のみを支払うことはなく、火葬・葬祭執行費用を含めて葬祭扶助として支給する際の費用の一部として医療機関に支払うもの。
- ・今まで事例がなく、国が示す「行旅死亡人」の取り扱いに準じると思われる。
- ・最小必要限度の実費と定めている。
- ・死体検案書については警察で処理するので無料であった。
- ・死体検案料を使用料、死体検案書を手数料として設定。
- ・死亡診断書（兼死体検案書）の料金として定めている。
- ・死亡診断書を含む市町村が支払った行旅死亡人に関する費用を、限度額の範囲内で県が費用弁償している。
- ・事例による料金の相違なし。
- ・事例はないが、2の「葬儀会社から請求があった額」でも請求可能。
- ・取り扱いがないので決まっていない。あれば1（死亡診断書を交付する医師から請求のあった額）になると想定される。
- ・取り決めをしていない。
- ・住民登録の窓口のため、この証明については記載事項証明として、定められた条件で発行している。
- ・葬祭料の中に、死体検案料、死亡診断書又は検案書料、死体運搬費、棺代、墓標費等が

含まれるとしており、葬祭料の限度額は、生活保護法の葬祭扶助費の基準額の範囲内としている。

- ・死亡届受理時に親族に死体検案書を2部渡すこととなっており、その後の請求には応じていない。
- ・必要最低金額。
- ・料金は法的に決まったものはないので、遺族等がない場合においても、それぞれの医療機関ごとに定められるべきものとする。